HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	解題
Author(s)	鈴木, 賢
Citation	新世代法政策学研究, 14, 67-69
Issue Date	2012-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48421
Type	other
File Information	HJNGLP014_003.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

解　　題

鈴　木　　賢

以下に掲載するのは、去る2011年2月19日に北海道大学において開催した文部科学省グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」主催の国際シンポジウム「現代中国の裁判における法的効果と社会的効果」で行われた２人の中国の学者による報告原稿、報告に対する２人の日本人学者によるコメントである。このシンポジウムは瀬川信久（当時北海道大学、現在早稲田大学）教授の発案により、具体的には筆者が企画者となって開催したものである。

当日は中国から呉英姿（南京大学）教授、賀衛方（北京大学）教授、呂方（国家法官学院）副教授の３人をお招きし、ご報告をお願いした。また、コメンテーターとして中国法を専攻する高見澤磨（東京大学東洋文化研究所）教授および法社会学を専攻する尾崎一郎（北海道大学）教授にそれぞれのご専門の立場からコメントをお願いした。

呉教授は法社会学、民事訴訟法をご専門とし、『法官的角色与司法行為』（中国大百科全書出版社、2008年）という基層法院の裁判官を長期にわたって身近で観察した法社会学的な注目すべき著作がある。中国の裁判官が担う特殊な役割について鋭い分析を行っており、筆者は以前から注目していた研究者である[1]。

賀教授は中国の法律学の世界では知らない者がいないほどの著名人で、司法制度や比較法の専門家として大活躍されている。2009年にノーベル平

[1] 高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か』（岩波書店、2010年）159頁で紹介している。

和賞を受賞した劉暁波氏が呼びかけた「〇八憲章」[2]にも署名している民主化を支持する学者としてもよく知られ、体制とはやや距離を保つ学者である。アメリカ法にも通じておられるので、比較法的に中国司法をいかに位置づけるかを論ずるにうってつけの人物と判断した。このシンポでは「権力と世論の狭間にある中国法院」というテーマで2009年におきた鄧玉嬌事件を素材として、印象的に、そして当局に批判的にこの問題を論じていただいた。しかし、誠に残念ながら、中国各地を講演で飛び回る超多忙な日常をおくる賀教授からはついに完成原稿をいただくことができなかったために、本誌への掲載はかなわなかった。

さらに、呂副教授は国家法官学院という現役裁判官の研修を担当する学校に勤務されており、最高法院が旗振りをしている「法的効果と社会的効果の統一」「能動司法」「大局に奉仕しよう」「３つの至上」（党の事業至上、人民の利益至上、憲法・法律至上）といった一連のキャンペーンの背景、経緯、内容、効果、影響に通じていると考えられる。いわば内側からこのテーマを語っていただくことを想定した。

中国では2000年頃から裁判において法的効果を追求することに加えて、社会的効果を獲得することが裁判所に求められるとする論調が目立つようになっていた。要は裁判にあたっては単に法に従った法的判断をしているだけでは足りず、法を超えた社会的影響や市民の納得を得られるような解決を導くことこそが重要であると言われるようになっている。最近では、それは「能動司法」という新たな司法理念にまで高められ、最高人民法院を先頭に全国の法院でこれをスローガンとして掲げて、さまざまな取り組みが行われるようになった。元来、中国の司法は政治との区分が曖昧な性格があり、司法過程は政治権力の正統性再生の舞台となってきた。このことは清代についても「『訴訟をみごとに裁くこと、政治に通じていること、人の和を保つこと』を県知事評価の基準としていた[3]」と言われる通り、帝制時代から現在にまで一貫して続いてきたのである。呉英姿はこれを裁判も党の政策を推し進める政治過程の一環をなすのであり、司法過程が政治化されていると表現し、筆者はこれを「法律と政治の分化程度が低く、両者はグラデーション状の連続体をなしている」と評していた[4]。

こうした中国の司法のもつ特殊な性格（＝政法伝統）には、80年代以来の法制強化路線、裁判官制度の正規化・専門化を目指した司法改革のなかで、また経済システムの市場化推進のなかで、司法らしい「司法」への変容の兆しが現れていた。筆者も独自の利害を担う法的主体間の経済的紛争の多発は、法律専門家たる裁判官による法律にもとづく専門的で相対的に独立した判断を要請していくであろうという見通しを述べたことがある[5]。しかし、共産党一党指導体制を維持したまま政治体制の改革をともなわない上からの法治化戦略は、ここに来て再び司法の政治化へと逆流を促し始めたようである。

本シンポの記録はこうした段階にある中国司法の意味を検討する素材を与えてくれるものと思う。高見澤、尾崎両教授のコメントはこの問題を考えるうえできわめて有益な示唆を与えてくれている。報告者、コメンテーターには深く感謝申し上げたい。なお、シンポの準備、報告者招聘にあたってのロジスティック、当日の通訳、報告原稿の翻訳では、坂口一成（当時北海道大学助教、現在兵庫教育大学准教授）氏、徐行（北海道大学助教）氏のお手を煩わせた。両氏にもあわせて感謝の意を表したい。

司法が過度に政治化されれば、いくら精緻な実定法を整備しても、司法の場ではそれは準則としての意味を大きく減じられてしまうであろう。したがって、司法、裁判のあり方という問題はこの国の法秩序全体にかかわる重要テーマにほかならない。

[2]「〇八憲章」については、高見澤ほか・前掲註１）137頁以下参照。

[3] 石塚迅・中村元哉・山本真編著『憲政と近現代中国』（現代人文社、2010年）96頁。

[4] 高見澤ほか・前掲註１）159頁参照。

[5] 拙稿「中国における市場化による『司法』の析出」小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』（有信堂高文社、2001年）282頁以下参照。